

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
3/31	日本会議 令和6年度年会費	10,000 円		4
4/14	GIGAスクール・きょうだい支援 研修会	171,074 円		5
5/10	EDIX東京 視察・研修	63,000 円		6
9/30	松山市議会観光振興議員連盟(上半期)	3,000 円		7
3/31	愛媛県防衛協会 年会費	10,000 円		8
3/31	平成市議の会 令和6年度年会費	3,000 円		9
7/3	平成市議の会 第49回研修会費	12,120 円		10
3/31	愛媛県防衛議員連盟 年会費	1,500 円		11
3/31	愛媛拉致議連・市町議会議員 年会費	1,200 円		12
9/6	愛媛県隊友会 年会費	10,000 円		13
10/5	EDIX関西 視察・研修	53,120 円		14
10/11	全国市議会議長会研究フォーラム	149,146 円		15
11/1	中核市サミット	108,980 円		16
11/19	平成市議の会 第50回研修会費	3,000 円		17
3/31	松山市議会観光振興議員連盟(下半期)	3,000 円		18
11/24	融合研ミニフォーラム	57,034 円		19
12/14	阪神・淡路大震災30年シンポジウム	32,190 円		20
3/31	明るい社会づくり推進協議会 年会費	10,000 円		21
1/17	Japan DX Week等視察	45,210 円		22
2/9	アメニティフォーラム	99,095 円		23
2/15	世界ダウン症の日キックオフイベント視察	49,600 円		24
合 計		895,269 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式 3)

支出伝票

債務確定日(※)	令和 7年 3月31日	整理番号	4
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	日本会議 年会費		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 6年 4月10日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

振込受領書
(コンビニエンスストア等支払用)

振込人氏名 松山市議会議員
角田 敏郎 様

お客様番号 [REDACTED] 3 19

お支払金額 10000円
内消費税 円

受取人 郵便振替代行センター
日本会議係

受領印
収入印紙
(コンビニエンスストア等支払用)
24.4.10
印

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合は左側の2枚だけをお出してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。^(お客様控) 場合は
購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

【第1章 総 則】

(名称)

第1条 本会は、「日本会議愛媛県本部」と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局は、松山市内に置く。

(構成)

第3条 本会は、「日本会議」の趣旨に賛同する団体及び個人をもって構成する。

(目的及び事業)

第4条 本会は、日本の歴史、伝統、文化を尊重し、明るく豊かな日本の創造を目指し、「日本会議」の定める運動方針に則り、愛媛県における運動を展開する。

【第2章 役 員】

(種別)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1、会長 1名 2、副会長 若干名 3、顧問 若干名 4、相談役 若干名 5、代表委員 若干名
- 6、運営委員長 1名 7、副運営委員長 若干名 8、運営委員 若干名
- 9、支部長（各市町・地区支部の代表者） 10、女性部会長 1名 11、教育部会長 1名、
- 12、総務・財務部会長 1名 13、地方議員部会長 1名 14、監事 2名 15、事務局長 1名

(選任)

第6条 会長、副会長は、運営委員会において推戴する。

2. 顧問、相談役、代表委員は、運営委員会の推薦により、会長がこれを委嘱する。
3. 運営委員長、副運営委員長、各部会長は、運営委員会が選出して、会長が委嘱する。
4. 運営委員、監事は運営委員長が委嘱する。
5. 事務局長は、運営委員の中より、運営委員長が指名する。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐する。
3. 顧問・相談役は、会長の諮問に応え、本会の重要事項について意見を述べる。
4. 代表委員は、各界の代表をもって構成し、本会の運営について助言を行う。
5. 運営委員長は、会長の命を受けて、会務の運営にあたる。
6. 副運営委員長は、運営委員長を補佐する。
7. 運営委員は、運営委員会を組織して本会の会務を議決する。
8. 監事は、本会の会計監査を行う。
9. 事務局長は、事務局を統轄し、本会の活動、業務運営を執行する。

(任期)

第8条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

【第3章 機 関】

(種別)

第9条 本会に次の機関を置く。

- 1、総会 2、運営委員会 3、市町・地区支部 4、女性部 5、教育部会 6、総務・財務部会
- 7、地方議員部会 8、事務局

(総会)

第10条 総会は、会長がこれを招集し、本会の事業等の事項につき報告を行う。

2. 総会は、本会の全役員、全会員を対象として開催する。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、必要に応じ会長が招集し、本会に関する重要事項を決定する。

2. 運営委員会は、正・副会長、運営委員長、副運営委員長、各支部長、各部会長、運営委員、監事、事務局長をもって構成する。

(市町村・地区支部)

第12条 本会のもとに、県内の各市町村、または一定の地区に支部を置くことができる。

(事務局)

第13条 事務局は、恒常の実務について執行する。

(各種委員会・専門部会)

第14条 本会には、必要に応じて、各種委員会（部会）を置く事ができる。

【第4章 会 員】

第15条 本会の趣旨に賛同し、会費を納めた者をもって会員とする。

1. 本会の趣旨に則り、顕著な運動成果をあげた者には総会において表彰を行う。
2. 本会の名誉を著しく傷つける者、又は本会の方針に反する者は除名することができる。

【第5章 会 計】

第16条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって、これにあてる。

第17条 本会の会計年度は、4月1日より、翌年3月末日までとする。

【附 則】

- 1、本規約は、本会結成の日より施行する。
- 2、本規約の改正は、運営委員会にて決定する。
- 3、各規約の細部については、別に運営細則を定める。
- 4、本会の発足時における規約、役員は、設立準備運営委員会において決定する。
- 5、平成12年7月26日一部改正。この改正規約は平成12年8月1日より施行する。
- 6、平成15年7月30日一部改正。この改正規約は同日より施行する。
- 7、平成23年5月19日一部改正。この改正規約は同日より施行する。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 6 年 4 月 14 日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
用 務	① GIGA スクール構想及び EdTech の先進動向、Next GIGA に向けて 情報収集の為の研修受講／全国地方議員勉強会 ② きょうだい支援についての研修会参加／日本きょうだい福祉協会		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	1,724 円	100 %
	宿 泊 費	円	%
	パ ッ ク 代 金	135,800 円	100 %
	そ の 他	33,550 円	100 %
	合 計	171,074 円	100 %
特 記 事 項	交通費；羽田空港→五反田駅 473 円 (IC) 五反田駅→原宿駅往復 167 円×2 (IC) 五反田駅→代々木 178 円、代々木→羽田空港 739 円 (IC)		
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 6 年 4 月 14 日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

(様式8)

支 払 証 明 書

松山市議会議長 様

議員名 角 田 敏 郎



下記のとおり相違ないことを証明します。

支 払 年 月 日	令和 6 年 4 月 14 日
支 払 金 額	1, 7 2 4 円
支 払 先	東急電鉄 (株) JR 東日本 (株) 東京都交通局、東京モノレール (株)
使 途 内 容	交通費；羽田空港→五反田駅往復 473 円 (IC) 五反田駅-原宿駅往復 167 円×2 (IC) 五反田駅→代々木 178 円 (IC) 代々木→羽田空港 739 円 (IC/浜松町経由)
領収書を添付 できない理由	IC カード使用

領 収 証

2024年04月04日

角田 敏郎 様

金額

¥ 135,800 ※

お支払い方法(レジットカード)

但し 旅費として

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000000474 予約No. 6800

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業第613号



株式会社 日本交通銀行

代表取締役 光 田 昌 浩
〒790-0878 松山市勝山町1丁目
TEL089-946-3911 FAX089-933-1616
適格事業者番号 T4500001003055

担当者印

ご 利 用 控

お取引内容 振込		振込番号 62 161	ご利用年月日 20240408
振込店番号 140	銀行番号	口座番号	
万円	千円	円	お取引金額 ¥33,000
テスクリヨウ ¥550		お取引後残高 *****	
(04987) ご依頼人カクタ トシロウ			
お振込先		普通	
お受取人イチニカ			

お振込明細・ご案内

いつもご利用いただきありがとうございます。

伊予銀行

印税税申告納
付につき松山
税務署承認済

ご 利 用 控

お取引内容 振込		振込番号 62 161	ご利用年月日 20240408
振込店番号 140	銀行番号	口座番号	
万円	千円	円	お取引金額 ¥33,000
テスクリヨウ ¥550		お取引後残高 *****	
(04987) ご依頼人カクタ トシロウ			
お振込先		普通	
お受取人イチニカ			

お振込明細・ご案内

いつもご利用いただきありがとうございます。

伊予銀行

印税税申告納
付につき松山
税務署承認済

領収書

5

角田敏郎 様

発行日: 2024/04/08
領収書番号: 2024041649

合計金額

33,000 円

但 全国地方議会議員勉強会 講座参加費として
上記正に領収いたしました。

小計	30,000円
消費税	3,000円
(内訳)	
10%対象	30,000円(消費税 3,000円)
全国地方議会議員勉強会 講座参加費	

ichini

イチニ株式会社
登録番号: T1010001169130

〒150-0001
東京都渋谷区神宮前1丁目11-11
グリーンファンタジアビル7階
TEL: 03-6830-1400
FAX: 03-6774-7335



県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 角 田 敏 郎



整理番号	5
日 程	令和 6年 4月12日(金) ～ 令和 6年 4月14日(日)
目 的	① GIGA スクール構想及びEdTech の先進動向、Next GIGA に向けて最新の情報収集 ② きょうだい支援についての研修会参加
訪問先	①東京都渋谷区神宮前 グリーンファンタジア 7F 会議室 ②国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟 409
概 要 所 見	1. GIGA スクール構想が目指した未来と現状について 佐藤 昌宏 ●未来の教室ビジョン (経産省) 学びの STEAM 化・・・アクティブラーナー＝主体的・対話的な学び 学びの自立化・・・教育データの利活用 新しい学習基盤づくり・・・GIGA スクール構想→デバイス・ネットワーク ●デジタルイノベーションを活用した教育のイノベーション＝Edteck 先端技術のみならず汎用技術を活用して教育のビフォ・アフターを創出する ●教育から学びへの転換 (教師主導型→自己主導型学習) ●学びの個別最適化 ●スタディ・ログ＝カルテ →分析・解析 ●学校全体のデジタルライゼーション ●受験がなくなる・・・受験の意味が問われる時代 ●学習の変化＝教師の役割の変化・・・やる気を引き出すこと ●デジタルテクノロジーはリアルの保管??? ●50 cm革命・・・自分の周り 50 cmの人を幸せにする ●習っていないのでわかりません・・・教育の敗北 ●これからの教師の役割を変えるべき・・・役人では難しい

- タブレットの保険料が高騰・・・無駄かどうかは本質による
- 日本らしい文化とテクノロジーがリンクしないと
- 大事なことはたいてい答えがない
- みんなと生きるな！自分を生きよう！
- 糸の切れた凧→原点に戻る
- 自分を磨かず好きになれというのはダメ
- 人間にしかできなかった領域・・・4C（クリエイティブ、コミュニケーション、コラボレーション、クリティカル・シンキング）→プラグインの時代・・・ここまで来ましたか！
- AGI・・・AIが勝手に学び始める→嘘をつく
- ☆AIの制御は人間には不可能・・・技術、法律、規律
- ☆ビッグデータの誤認・・・ハルシネーション（偏見）
- ☆正しい答えを出す・・・教育的価値？
- ☆With テクノロジーの世界で生きることを認識
- 技術の可能性と限界を知り AI を制御する力が必要
- ☆漢字変換・・・同じ漢字を何度も書かせるよりも正しい漢字を選ぶ能力を身につけさせる
- ☆トレースバック型の学び・・・基礎ができないとバッテリーボックスに立たせてもらえない

2. きょうだい支援

(1) 協会の取組について/日本きょうだい福祉協会/有馬やす子代表

- きょうだい支援を仕事としてやらなければ広がらない
- 障がい者本人にきょうだい支援のメリットを示す

(2) 遺されたきょうだいの体験の特徴と期待される支援/関西学院大 悲嘆と死別の研究センター/赤田ちづる 氏

- 喪失から回復へ 忘れられた遺族
- 情緒的ネグレクト＝捨てられ感
 - ・・・父母が十分に悲しい時間を取ることはきょうだいの3年間の記憶がない

(3) きょうだいヤングケアラーのライフステージと葛藤

- ～精神疾患のある人のきょうだいの体験～
(埼玉大保健福祉学部 木村諭志 氏)
- 家族のケアと自分の生活のバランス

日本きょうだい福祉協会
For Japanese Intersibling Welfare Association

講演会・意見交換会

きょうだい十色

2024年
4月14日(日)
10:00～15:30 (受付は15:00まで)

第1部 有馬やす子氏講演

第2部 赤田ちづる氏講演

木村諭志氏講演

QRコード

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

全国地方議会議員勉強会(全地勉)より勉強会の受講票を送付いたします。

全国地方議会議員勉強会 受講票

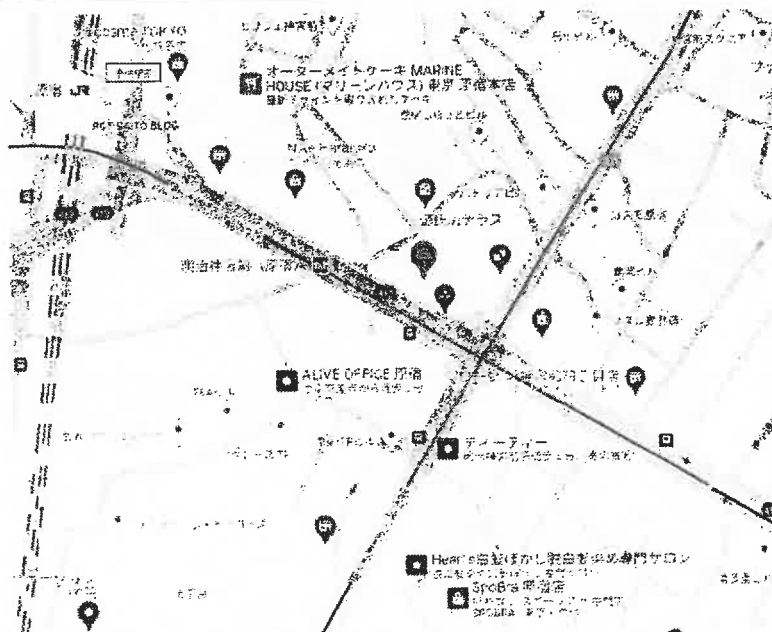
この度は勉強会へのお申し込みありがとうございました。
この受講票を当日受付にて確認させていただきますので忘れずにお持ちください。
ご来場お待ちしております。

2024年4月12日(金)10:30~12:00	
講師:佐藤昌宏	基礎編:GIGAスクール構想が目指した未来と現状について
2024年4月12日(金)13:30~15:00	
講師:佐藤昌宏	応用編:生成AIなどEdTechの先端動向、NEXTGIGAに向けて地方議員に求められる役割
参加者名	角田敏郎様
貴議会名	松山市議会

ご注意

- ・勉強会資料は当日、印刷したものをお配りいたします。
- ・当日領収証をお渡し致します。宛名、但し書きにご指定が有る時は2日前までに事務局までご連絡下さい。

会場	東京都渋谷区神宮前1丁目11-11 グリーンファンタジア 7F 会議室
アクセス	東京メトロ千代田線・副都心線「明治神宮前駅」5番出口 徒歩すぐ JR「原宿駅」徒歩5分



事務局へのお問い合わせ

全国地方議会議員勉強会(全地勉:ゼンテベン)事務局

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前1丁目11-11グリーンファンタジア 7F

Tel:03-6830-1400 Fax:03-6774-7335

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 6 年 5 月 1 0 日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
用 務	EDIX 東京 (教育総合展) へ参加		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	1,600 円	100 %
	宿 泊 費	円	%
	バック代金	61,400 円	100 %
	そ の 他	円	100 %
	合 計	63,000 円	100 %
特 記 事 項	交通費 ; 羽田空港-東京ビッグサイト往復 800 円×2		
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 6 年 5 月 1 0 日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日 (政務活動による旅行完了日) を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日 (領収書日付) を記入してください。

(様式8)

支 払 証 明 書

松山市議会議長 様

議員名 角 田 敏 郎



下記のとおり相違ないことを証明します。

支 払 年 月 日	令和 6 年 5 月 1 0 日
支 払 金 額	1, 6 0 0 円
支 払 先	東京空港交通
使 途 内 容	交通費；東京ビッグサイト-羽田空港 800 円×2
領収書を添付 できない理由	帰路は領収書の発行ができなかった

領 収 証

2024年04月22日

角田 敏郎

様

金額

¥ 61,400 ※

但し 宿泊パック代として

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000000558 予約No. 7532

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業第613号



株式会社 日本交通

代表取締役 光 田 裕 子

〒790-0878 松山市勝山町1丁目

TEL089-946-3911 FAX089-933-1616

適格事業者番号 T4500001003055

担当者印

領収書

Receipt
收 据 憑 證

様

★この領収書ではご乗車できません

★Cannot board with this receipt

★凭此一收据不可乘车

★이것은 승차권이 아닙니다

羽田空港 2ターミナル
Haneda Airport 2 Terminal→ 東京ビッグサイト
Tokyo Big Sight2024年5月8日
09:15 発

支払金額：現金

¥800

人数：大人1人

片道乗車券

10%対象（税込）登録番号T8010001061264

領収書は大切に保管してください。

東京空港交通株式会社

2024/5/8 09:09 03641 HND T2 673自 発行

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 角 田 敏 郎



整理番号	6
日 程	令和 6年 5月 8日 (水) ～ 令和 6年 5月 10日 (金)
目 的	GIGA スクール構想及びEdTech の先進動向、Next GIGA に向けて最新の情報収集
訪問先	東京ビッグサイト
概 要 所 見	セミナー ED-K1 2022 OECD PISA の概要と日本教育の課題 東京大学公共政策大学院教授 鈴木 寛 ●第2期 GIGA 基金で確保された・・・ハード対策 ●使っている所は使っているが・・・巨額の投資を活かしていく ●端末ランドセル論⇔黒板論 ●コロナ禍学力の低下はほとんどなかった・・・日本の教員は凄い ●JK の自殺は増加＝友達に会えないことが一番辛い ●PISA2022 日本は加盟国トップだが、ICT リソースはブービー 探求型は 29 位 ●学校への所属感が最も改善されたが、不登校は 30 万人 ●日本教育は学級活動や部活動を大切にしてきた ●自主学習を行う意欲 34 位 (ブービー) ●規律ある数学の授業 (1 位) ⇔数学的思考 (最下位) ●家庭からのサポート・・・子どもから最低評価【最大の課題】 ●学校は 85% の子どもにとって Well-being な居場所だが、家庭はそうではない →週日に家族そろって食事を取る時間を経営者はとる必要がある 話を聴いていない、子どもに関心を持つ余裕が必要 ●学力は高いが、Well-being は最低・・・×将来の夢や希望 →新教育基本法 ☆学校は楽しいが、学校にいる大人には相談できない

●沖縄県・・・独自の奨学金 改善された

★国家意思として理系高等教育にお金をかける
地域格差、男女格差の是正

●アクセス、コスト、クオリティ

●総合型選抜

EDIX-2 合理的配慮が学び舎を変える～個別最適な学びと協働的な学び、違いが起こすイノベーション～

●LD（学校現場でしかおこっていない）に対する合理的配慮

●読み・書きの困難（40人/500人）知られていないことが大問題

●身近なところで検査を受けられる体制がない

●よりよい配慮を学校でつくっていく・・・学校の姿勢

●知的好奇心を満たす→薬を飲まなくても多動が治まる

●自分で説明して必要な配慮を求める力を育てる

●学校＝ひとりではできない学び（余談、話合い）

ED-S4 デジタル学習基盤を活かした授業づくり

～個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のために～

東京学芸大学 高橋純

●電車の中で紙を読んでいる人はいない＝スクリーンが基本

●URLで共有⇔ファイルを共有

●「一人一人のこども」が主語

●授業をみるときの3つの指標

①コンピテンシー；知識→行動

（成果を効果的に創出できる工夫）

②知識理解の質の向上＝主体的、対話的で深い学び

③学びに向かう力、人間性

ED-S8 「Thrive with AI」AI時代に必要な学校教育を考える

Microsoft Education

●日本はテクノロジーを活かしてビジネスに繋げることが苦手

●世界は日本を待ってくれない→格差拡大

●教育にとって必要なこと＝大人も答えを持っていない

→子どもたちにしてあげられることは何？

●Future Ready Skill

●先生自身も幸せでないと愛情を与えられない

生徒と関わる時間を増やす＝ひとつのIDでどこからでも

●教育は学び続けないと＝20年、30年先も学び続ける生徒

●先生の変化が子どもたちの変化へ

●AIの活用で新たに生まれる時間・・・AIが仕事を整理する

●英語・・・読みをAIが評価、何度でもトライ可能



●AI は副操縦士、使うのは人間

★社会に取り残される子どもにはしたくない

ED-S10 生成 AI は現代教育のブレイクスルー

～ピンチか？チャンスか？現代教育の再定義～

●AI の発展で学校はいらなくなるのか？

●課題解決学習の一つのツールとして使ったらよかった

●「胸にトゲがささる（走れメロス）」・・・AI の答えを聞いて子どもたちは感情がないと感じた

●AI の力を学びの場で生かす・・・子どもたちが主体的に

×AI の使いどころを考える⇔○みるべき課題を AI に分析させる

●先生は個々に寄り添う

●AI と共存する方向

ED-S12 教育 DX・データ活用の現状と今後

文部科学省 藤原志保

●端末やデータの活用には地域差がある→見える化

●先進校の事例を全国の動きにしてい

●データの活用で何をするのか？→利活用ロードマップ

●一歩踏み出す・・・何のためか明確でない→明確化

●データの形をそろえる（他自治体、他校との比較）

ED-K2 探求×デジタル・テクノロジーを融合させた

「未来の学校」プロジェクト 長谷部健渋谷区長、伊藤教育長

●未来の学校・・・大綱「つくろう、違いを話合える未来の学校」

●新しい地域コミュニティの核・・・地域の人も学ぶ場所

●休日の学校は地域コミュニティの場

●校務の負担軽減を徹底的に・・・AI の活用

●予算の拡充→先生たちのマインドを変える

●学校は校長によって変わる（対話で改革を）

校長が代わったら機器の使用時間が倍・半分（1 位→ビリ）

●先生方にも探求を楽しんでもらう

●子どもたちの心の状態がデータで出てくる・・・定量的評価

●先生方のアップデート（勉強）

●市長がしっかりと教育をみていく

●次世代の子ども・・・マナーやルールを守れる、しっかりと育てておかなければぐちゃぐちゃになる

●周回遅れがトップランナーになれるチャンス

●横展開も可能・・・システム

EDIX-11 多様な子どもがいることを前提としたインクルーシブ教育とは

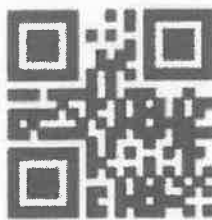
- これまで通りで「誰ひとり取り残さない」は可能か？
- 新潟 34 の支援アプリ、42 の教材アプリを整備し、カタログ化
- 書字が苦手→キーボード、覚えるのが苦手→リマンダー機能
- オンライン英会話 朝 15 分×年間 20 日・・・ふるさと納税で
- ミラーリングで発表
- 不登校未然防止＝絶大な働き方改革
- 学びの保障～学習権（＝人権）が進展
- インクルーシブ教育とは・・・ユネスコ・ガイドライン
- 学校は多様な子どもがいることを前提としていますか？
- 合理的配慮の目的は社会的障壁の除去
- 本人との合意形成（本不在で決めていますか？）
- 教育システムを変えるプロセス
- フル・インクルージョンのイタリアも勧告を受けている
- 障害の話になりがち＝普通学級の話なのに！→制度の問題
- 校長が授業に入らなければならない＝教師不足
- みんなの当事者研究
- アバターで子どもがやりたいこと（カラオケ、ダンス、かくれんぼ）・・・友達と遊ぶのが楽しい＝これが大事
- メタバース空間では流暢に話せる
- 誰でも世界は変えられる・・・つながること、チーム戦
- 常識・慣例にとらわれない＝誰かのマイナスにならない
みんなの辛い少し減る、やってみて判断しよう
- わがままとは違う



展示ブースの様子

受講券

本紙を「スマートフォン上に表示したもの」または「印刷したもの」をセミナー受付にてご提示ください



セミナー会場

本セミナーは、【東京ビッグサイト 西展示棟】で開催します。

会場ではセミナーを複数同時開催しておりますので、お間違えのないようお越しください。

※右記URLより会場地図を必ずご確認ください。 >https://www.edix-expo.jp/doc_seminar_access_t/

お申込み情報

この受講券は、下記に表示されている講演で使用できます。

複数の講演が表示されている場合は、本券1枚で全ての講演を受講できます。

セッションコード	セッション名	講演日	講演時間
ED-K1	2022 OECD PISA の概要と日本教育の課題	05月08日	10:00～11:00
EDIX-2	合理的配慮が学び舎を変える ～「個別最適な学び」と「協働的な学び」、違いが起こすイノベーション～	05月08日	12:00～13:00
ED-S4	デジタル学習基盤を活かした授業づくり ～個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のために～	05月08日	14:00～15:00
ED-S6	Google for Education が考える教育の未来	05月08日	16:00～17:00
ED-S8	「Thrive with AI」 AI時代に必要な学校教育を考える - Microsoft Education -	05月09日	10:00～11:00
ED-S10	生成AIは現代教育のブレークスルー ～ピンチか？チャンスか？現代教育の再定義～	05月09日	12:00～13:00
ED-S12	教育DX・データ利活用の現状と今後	05月09日	14:00～14:45
ED-S14	未来の教室と社会に開かれた学びの実装に向けて	05月09日	16:00～17:00
ED-K2	基調講演+ディスカッション 探究×デジタル・テクノロジーを融合させた「未来の学校」プロジェクトを推進	05月10日	10:00～11:00
ED-S18	GIGAスクール構想第2期に向けて ～次期教育課程を見据えつつ、活用格差を解消したい～	05月10日	12:00～13:00
EDIX-11	多様な子どもがいることを前提としたインクルーシブ教育とは	05月10日	14:00～15:00

お客様情報

受付番号 3502303

氏名 角田 敏郎

会社名 地方公共団体 松山市

部署名 松山市議会

注意事項・ご連絡事項

- 都合により、予告なく講師・プログラムの内容が変更になる場合がございます。
- テキスト配付の無い講演もございます。予めご了承ください。
なお、お申込みの有無に関わらず、ご参加頂けなかった方へテキストのみの配付はいたしません。

- 弊社は個人情報について細心の注意を払っています。弊社の方針はホームページをご覧ください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 5 ⁶ 年 8 ⁷ 月 30 ³¹ 日	整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟 会費(上半期)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 6 年 5 月 17 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 6 年 5 月 17 日

角 田 敏 郎 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000 円 也

但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡 部 克 彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平 3 0 本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 7 年 3 月 3 1 日	整理番号	8
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛県防衛協会 年会費		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 6 年 5 月 2 4 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

振込金受取書

取組日	年 月 日	6. 5. 24
金 額	10000	
お振込先	普 普 普	
お受取人	おなまえ	愛媛県防衛協会 089-941-9179
ご依頼人	おなまえ	岡 田 敏 郎 様
手数料 (消費税を含む)		

登録番号 T4-5000-0100-0003

(消費税額 0 円 10%対象)

上記の金額を正に受け取りました (取扱い金融機関印)

(取扱店)

(取扱店→ご依頼人)

※ 債務確定日とは、当該
購入日、サービスや物品

物品を購入した場合は
完了日になります。

全国防衛協会連合会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国防衛協会連合会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。必要があるばあいは、理事会の議を経て従たる事務所を所要の地におくことができる。

(目的)

第3条 本会は、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防衛問題に関する調査研究及び提言・要望
- (2) 各協会の活動状況等についての情報交換
- (3) 防衛講演会・研修会等の開催
- (4) 機関紙・防衛関係資料等の作成・配布
- (5) 自衛隊の主要な行事等に対する支援協力
- (6) 内外友好団体との連絡交流
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は次の三種とする。

- (1) 正会員 都道府県防衛協会・自衛隊協力会等（以下、「協会」）
- (2) 推薦会員 会長の推薦する有識者
- (3) 特別会員 本会の活動を支援するために入会した法人・団体及び個人

(会費)

第6条 会員（推薦会員を除く）は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

(入会)

第7条 会員（推薦会員を除く）になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

正会員及び特別会員（個人を除く）は、入会と同時にその代表を届け出るものとする。

会員代表に変更があったときは、その都度新代表者を届け出るものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(除名)

第9条 本会の名誉を傷つけ、または規約その他の規則に反する行為があった会員は、理

くない行為があったときは、任期途中であっても総会の決議により解任することができる。

2 評議員の解任は、推薦した協会の会長の意見により会長が行う。

(役員の報酬等)

第16条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については報酬を支給することができる。

2 常勤の役員の報酬については、理事会において定める。

第4章 名誉会長・顧問等

(名誉会長・相談役・顧問・参与)

第17条 本会に 本会に名誉会長・特別顧問・相談役・顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長・特別顧問は総会において推薦する。

3 相談役・顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

4 相談役・顧問は、会長の諮問、相談に応ずる。

第5章 会議

(種別)

第18条 会議は、総会・評議員会・理事会・常任理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

3 理事会は、理事をもって構成する。

4 常任理事会は、理事長及び常任理事をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、この規約で規定するもののほか、次の事項を議決する。

ただし、評議員会の議決をもって総会の議決に代えることができる。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支報告の承認

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 評議員会は、この規約で別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) その他会長が付議した事項

3 理事会はこの規約で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会または評議員会で議決された事項の執行に関すること。

(2) 総会または評議員会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

4 常任理事会は本会の運営に関する事項を審議する。

(召集)

様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 7年 3月31日	整理番号	9
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	平成市議の会 令和6年度 年会費		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 6年 7月 2日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 角田 敏郎 様 ★ ￥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 令和6年度 年会費として 2024年7月2日 上記の金額、正に領収致しました。 愛媛平成市議の会 会長 山内孝二 西条市樋之口238-5 事務局			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

愛媛平成市議の会規約

第1条(名称)

この会は「愛媛平成市議の会」と称する。

第2条(目的)

この会は、愛媛県内の市議会議員有志のネットワークづくり、情報交換、交流の場とし、会員の知識・教養を高め、ふるさと発展のため貢献することを目的とする。

第3条(会員)

この会は、その趣旨に賛同する愛媛県内の市議会議員有志をもって組織する。

- ① 平成以降の選挙で選出された市議会議員
- ② 新規加入については、各市会員の推薦を必要とする。
- ③ 退会者は任意に退会できる。但し、各市の常任幹事を経て会長に届けるものとする。

第4条(役員)

この会に次の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・常任幹事若干名・事務局長1名・監査2名とする。

なお本会には顧問を置くことができる。

2 会長は会を代表し、円滑な運営に努める。

3 副会長は会長を補佐し、会長が欠員のときは会長の職務を遂行する。

4 監査は、業務及び財産の状況を監査する。

5 役員の任期は1年(事業年度)とする。但し、再任は妨げない。

第5条(運営)

おおむね年2回の研修会を開催するほか、

第2条における目的を達成するため必要な事業を行う。

第6条(総会)

本会の総会は会員を持って構成する。年に1回開催し、重要事項について決定することとし、円滑な業務遂行に努めるものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

但し、委任状の提出を以て出席と見なすことが出来る。

4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第7条(常任幹事会)

常任幹事は、必要に応じ会長がこれを召集し開催するものとする。

2 常任幹事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及び

その他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

3 常任幹事会は過半数の出席を必要とし、

議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第8条(会費)

この会の経費は、会費をもってこれに充てる。

2 会費は、入会費 2,000 円、年会費 3,000 円とする。

3 9 月以降に入会する場合、当該年度の年会費は 1,500 円とする。

第9条(会計)

この会の会計年度は、4 月 1 日～3 月 3 1 日とする。

第10条(事務局)

この会の事務局は事務局長在住地とする。

2 事務局は、会計及び会議の企画、議事録の作成を行う。

第11条

その他この会の運営に関して必要な事項は常任幹事会で定める。

第12条(変更)

この会則は、総会において、出席者の 2 分の 1 以上の承認がなければ変更できない。

平成 年 月 日 制定
平成 17 年 11 月 7 日一部改正
平成 30 年 5 月 10 日一部改正
令和 2 年 5 月 18 日一部改正

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 6年 7月 3日	整理番号	10	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	平成市議の会 第49回今治市研修会へ参加			
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費		円	%
	宿 泊 費	9,120	円	100 %
	パ ッ ク 代 金		円	%
	研 修 会 費	3,000	円	100 %
	合 計	12,120	円	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 6年 7月 3日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

領収書

角田 敏郎 様

★ ￥3,000-

但し、愛媛平成市議の会 第49回研修会費として

2024年7月2日 上記の金額、正に領収致しました。

愛媛平成市議の会 会長 山内孝三

西条市樋之口238-5 事務局

領収書

角田 敏郎 様

★ ￥9,120-

但し、愛媛平成市議の会 第49回研修会の宿泊費として

2024年7月2日 上記の金額、正に領収致しました。

愛媛平成市議の会 会長 山内孝三

西条市樋之口238-5 事務局

(様式7)

県 外 活 動
調 査 研 究 視 察

報 告 書

議員名 角 田 敏 郎



整理番号	10
日 程	令和 6年 7月 2日 (火) ～ 令和 6年 7月 3日 (水)
目 的	県内各市の移住政策についての学習及び情報交換
訪問先	みなと交流センター「はーばりー」
概 要 所 見	1. 基調講演「今治市の移住・定住対策について」 今治市地域振興部地域施策局地域振興課移住定住制作室 「住みたいまち」をつくる ・移住者の定義＝転入者の内、自らの意思に基づき転入した者 ・R5 は前年比 148% (四国 1 位) 移住フェアの効果 ・移住定住プロジェクトチーム ・EBPM に基づくグランドデザイン～ADCAM モデル ・動画「今治時間で、生きていく。」20 万回再生 ・今治版デュアルスクール (新しい学校の形) ・地域おこし協力隊 ・ふるさとキャリア教育～心の豊かさが求められる時代 ・住みたい→住んで良かった→住み続けたい、戻りたい 2. 各市事例発表 四国中央市、伊予市、西予市 交通・・・自動運転バス (伊予市)、フットバス (西予市) 活動拠点・・・地域づくり活動センター (城川町) 

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管 (各自 5 年保管)

様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 7 年 3 月 3 1 日		整理番号	11
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛県防衛議員連盟に係る令和6年度年会費			
金 額	1, 5 0 0	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 6 年 7 月 5 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

角田 敏郎 様

¥1,500-

ただし、愛媛県防衛議員連盟に係る令和6年度年会費

上記のとおり領収いたしました。

令和6年7月5日

愛媛県防衛議員連盟

会 長 三 宅 浩 正



愛媛県防衛議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、愛媛県防衛議員連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、愛媛県議会議員と県内市町議会議員が連携を図りながら、国防意識の普及・啓蒙を図り、県民と自衛隊の相互理解を深めることにより、自衛隊の健全な発展に寄与し、もって日本と世界の平和と繁栄に貢献するとともに、災害等における県民の安心・安全を確保することを目的とする。

(活動)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(構成)

第4条 本連盟は、本連盟の目的に賛意を表する愛媛県議会議員及び県内市町議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
理事	若干名
顧問	若干名
監事	2名

2 会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

3 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を委嘱することができる。

4 顧問は、役員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。

(役員を選任及び任期)

第6条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期が満了しても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。
- 3 会長は、本連盟を代表し総会、臨時総会及び役員会の議長となる。会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を行う。
- 4 事務局長は、本連盟の事務を統括する。
- 5 監事は、本連盟の会計を監査する。

(機関)

第7条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会
- (3) 監事会

(総会等)

第8条 総会は、毎年1回開く。

- 2 臨時総会は、役員会の決定によって会長が開く。会員の4分の1以上の要求があれば、会長は臨時総会を開かなければならない。
- 3 役員会は、会長が必要と認めたときに開く。役員3分の1以上の要求があれば、会長はこれを開かなければならない。
- 4 監事会は、監事の要求によって開く。

(経費)

第9条 本連盟の所要経費は、会員の会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。年間予算及び決算は、総会の承認を求めなければならない。

(会費)

第10条 会員の会費は、年額1,500円とする。

(会計年度)

第11条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本連盟の事務を処理するため、県議事堂内に事務局を置く。

(その他)

第13条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、令和5年12月14日から施行する。

様式 3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 7 年 3 月 3 1 日	整理番号	12
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛拉致議連・市町議員会費（北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会）		
金 額	1, 2 0 0 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 6 年 8 月 3 0 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

金1,200円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和6年8月30日

松山市議会議員

角 田 敏 郎 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）

会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する
地 方 議 員 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 7年 3月31日	整理番号	13
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛県隊友会 年会費		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 6年 9月 6日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

ご 利 用 控

お取引内容	振込	機械番号	60 090	ご利用年月日	20240906
取扱い番号	140	銀行番号	0000000000000000	口座番号	0000000000000000
万円券	五万円券	二万円券	千円券	お取引金額	¥10,000
テスクリヨウ	¥0	お取引後残高	*****		
(03655) ご依頼人カクタ トリロウ					
お振込先 普通					
お受取人エヒメクソタイユカイ					

いつもご利用いただきありがとうございます。

伊予銀行

山縣國中吉前
付につき松山
税務署承認済

ご 利 用 控

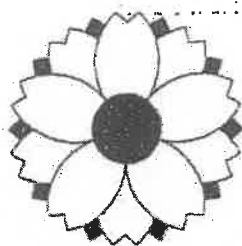
お取引内容	振込	機械番号	60 090	ご利用年月日	20240906
取扱い番号	140	銀行番号	0000000000000000	口座番号	0000000000000000
万円券	五万円券	二万円券	千円券	お取引金額	¥10,000
テスクリヨウ	¥0	お取引後残高	*****		
(03655) ご依頼人カクタ トリロウ					
お振込先 普通					
お受取人エヒメクソタイユカイ					

いつもご利用いただきありがとうございます。

伊予銀行

印紙税申告済
付につき松山
税務署承認済

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



公益社団法人 隊友会

目 的

本会は、国民と自衛隊とのかけ橋として相互の理解を深めるとともに、防衛意識の普及高揚に努め、国の防衛及び防災施策、慰霊顕彰事業並びに地域社会の健全な発展に貢献することにより、我が国の平和と安全に寄与し、併せて自衛隊退職者等の福祉を増進することを目的とする。

主たる事業

- 1 防衛及び防災関連施策等に対する各種協力
- 2 安全保障特に防衛に関する調査研究及び施策提言
- 3 自衛隊諸業務に対する各種協力
- 4 隊友紙及び安全保障特に防衛関連書籍の発刊
- 5 予備自衛官等に関する支援
- 6 殉職自衛隊員及び戦没者等の慰霊顕彰に関すること
- 7 殉職自衛隊員の遺族に対する支援
- 8 地域社会の健全な発展に寄与すること
- 9 会員の福祉厚生、相互扶助及び親睦に関すること

愛媛県隊友会会則

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は、愛媛県隊友会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所を松山市内に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、国民と自衛隊のかけ橋として相互の理解を深めるとともに、防衛意識の普及高揚に努め、国の防衛及び防災施策、慰霊顕彰事業並びに地域社会の健全な発展に貢献することにより、我が国の平和と安全に寄与し、併せて自衛隊退職者等の福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 防衛及び防災関連施策等に対する各種協力
- 二 安全保障特に防衛に関する調査研究及び政策提言
- 三 自衛隊諸業務に対する各種協力
- 四 隊友紙及び安全保障特に防衛関連書籍の発刊
- 五 予備自衛官等に関する支援
- 六 殉職自衛隊員及び戦没者等の慰霊顕彰に関すること
- 七 殉職自衛隊員の遺族に対する援助
- 八 地域社会の健全な発展に寄与すること
- 九 会員の福祉厚生、相互扶助及び親睦に関すること

十 その他前条の目的を達成するにふさわしい事業

(会則の準拠)

第5条 本会則は、公益社団法人隊友会（以下「隊友会」という。）の定款（平成23年4月1日内閣総理大臣認定（府益担第2490号））及び隊友会諸規則に基づき、本会の組織運営等について定める。

第三章 会 員

(本会の構成員)

第6条 本会に次の会員を置く。

一 正会員

ア 警察予備隊、海上警備隊、警備隊、保安隊及び自衛隊に在職して正常に退職し、本会の趣旨に賛同した者

イ 予備自衛官補として採用され、現に予備自衛官補、予備自衛官又は即応予備自衛官として在職する者で、本会の趣旨に賛同した者

二 特別会員 前号以外で本会の趣旨に賛同した個人又は法人その他の団体

ア 個人特別会員（家族）…正会員の家族又は遺族

イ 個人特別会員（一般）…前ア以外の者

ウ 個人特別会員（青年部）…前イのうち40歳未満の者

エ 法人特別会員…法人その他の団体

三 名誉会員 本会に対して多大の功労があり、隊友会総会で承認した者

2 前項の会員のうち正会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 会員として入会しようとする者は、名誉会員を除き別に定める入会申込書を提出しなければならない。

一 入会者のうち、自衛隊退職時の入会申込者(以下「即日入会者」という。)については、退職時の部隊等において入会手続を行うものとする。

二 前号以外の入会者は、本会会長(以下「会長」という。)に入会申込書を提出するものとする。

※ 「入会申込書」用紙については、愛媛県隊友会事務局にご照会下さい。

(入会決定通知)

第8条 正会員については、隊友会理事長による入会承認後、特別会員については、会長承認後、速やかに会員証を交付し入会決定を通知する(経費の負担)

第9条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第10条 本会を退会しようとする正会員は、所属支部長を通じて、特別会員は、直接会長に別に定める退会届に会員証を添えて提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

※ 「退会届」用紙については、愛媛県隊友会事務局にご照会下さい。

(除 名)

第11条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、隊友会総会の決議によつて、当該会員を除名することができる。

一 隊友会の定款又は規則に著しく違反したとき

二 隊友会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

三 その他除名すべき正当な事由があるとき(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

一 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

二 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

三 連続2年以上会費を納入しないとき(再入会)

第13条 前3条の規定により退会した会員は、入会資格再審査に基づき再入会することができる。この際、終身会員だった正会員は、終身会員に復帰することができる。

(報 告)

第14条 正会員は、移転、傷病、慶弔及びその他身分上の異動又は事故等があった場合は、速やかに正会員は所属支部長を通じ、特別会員は直接会長に報告するものとする。

(会員の入会勧誘)

第15条 会員は、会勢の充実を図るため、会員としてふさわしい人材を勧誘し、入会の手続きを行うものとする。

第四章 役 員

(役員等の設置)

第16条 本会に次の役員を置く。

一 理事役…15以上30名以内、但し1名を会長、若干名を副会長とする。

二 監事役…2名

2 本会に次の補佐役を置く。

- 一 副理事役…5名以上15名以内
- 二 特別監事役…1名

(選出)

第17条 理事役、副理事役及び監事役は正会員の中から、特別監事役は特別会員の中から、理事役会で選出し、本会総会の承認を受ける。ただし、相互に兼務はできない。

2 会長は、理事役の互選により選出し、隊友会理事長に推薦し、理事会の承認を経て理事長から委嘱を受ける。

3 副会長は、原則として、理事役の互選による東予、中予及び南予各地区ごとの各1名並びに予備自衛官部会長とし、会長の承認を受けるものとする。

4 常務理事役は、理事役の中から会長が指名する。

5 事務局長は、副会長の中から会長が指名する。

6 事務局次長は、常務理事役の中から会長が指名する。

(職務)

第18条 会長は、本会を代表して会則に定めるところに従い会務を統轄するとともに、隊友会からの委任事務を行う。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、あらかじめ会長が指名するところにより、その職務を代理する。

3 理事役は、理事役会を通じて事業の遂行を図るほか、会長の指示により会務を分掌する。

4 副理事役は、理事役会に出席して意見を述べるほか、会長の指示により理事の代行をする。

5 常務理事役は、理事役会決議に基づき、本会の会務（総務、財務、広報、福祉・厚生）を遂行する。

6 事務局長は、会長の命を受け、常務理事役の業務を統括して会務を掌理する。

7 事務局次長は、事務局長の職務を補佐するとともに、会長の指示により会務を分掌する。

8 監事役及び特別監事役は、本会の資産会計及び会務の執行状況を監査して総会に報告する。また、理事役会及び常務理事役会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第19条 役員等の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第20条 会長を除く役員等で、心身の故障等により職務の遂行に堪えないとき、又は役員等としてふさわしくない行為があつたとき、あるいは職務遂行の意思のないときは、任期中といえども理事役会の議決によりこれを解任し、総会の承認を受ける。

第五章 顧問、相談役及び参与

(顧問、相談役及び参与)

第21条 会長は、必要に応じて顧問、相談役及び参与をおくことができる。

2 会長は、会務遂行上必要と認める者、又は著しい功績のあつた者等に対し、理事役会の推薦により顧問、相談役及び参与として委嘱することができる。

3 顧問、相談役及び参与は、会長の諮問又は相談に応ずる他、会長の要請により各会議に参加して発言することができる。

第六章 地域組織及び部会

(地域組織)

第22条 本会は、地域の特性及び職域等を考慮し、正会員の地域組織として地区連合会、支部及び分会を設ける。

2 地区連合会、支部及び分会の規則等は、本会則に準じて定めることができる。

3 正会員は、原則として居住地の支部に所属するものとする。ただし、勤務先の所在地の関係、その他妥当な理由により居住地の支部以外の支部所属を希望する者はこの限りでない。

(地区連合会)

第23条 本会は、地区連合会を「新居浜」、「今治」、「中予」、「大洲」及び「宇和島」の地区に設置する。

2 地区連合会は、各支部相互の連携・援助及び複数支部にまたがる事業の調整並びに会長がそのつど指定する事項を実施する。

3 地区連合会は、前項の会務を遂行するため地区連合会長を選出する。

4 地区連合会長は、本会理事役を兼務するものとする。

(支部)

第24条 本会は、原則として市町ごとに支部を設置する。ただし、複数の市町を併せ1つの支部を設置、もしくは複数の支部に分割することができる。

2 支部は、通常その市町名を冠称する。ただし複数の市町を併せ1つの支部を設置したときは、適宜の名を冠称する。また市町で複数の支部に分けて設置した場合は、市町名に続き適宜の名称を冠称するものとする。

3 支部の任務は、次のとおりとする。

- 一 会員名簿の整理記入
- 二 会費の納入

三 隊友紙の配布

四 その他地区連合会又は本会から事業計画に基づいて委託された事項、及び当該支部総会で決議された事項

4 支部は、支部の任務及び事務を遂行するため支部長を選出する。

(分会)

第25条 支部は、分会をおくことができる。

2 分会は、主として機関紙等の配布及び会費の納入等にあたり支部活動を支援する。又分会員相互の面識及び親睦を深めることに努める。

3 分会は、前項の活動を遂行するため分会長を選出する。

(地域組織の設置・改廃)

第27条 支部の設置もしくは改廃は、支部長の意見に基づく地区連合会長の申し出により、理事役会の承認を経て会長が行う。

2 分会の設置もしくは改廃は、支部長の申し出により会長が承認する。

(部会)

第27条 本会の組織内に次の部会を設け、それぞれの部会の特性に応じて本会の目的を達成するための部活動を行う。

- 一 予備自衛官部会
- 二 海上部会
- 三 航空部会
- 四 事務官部会
- 五 婦人自衛官部会
- 六 特別会員部会

2 部会は、前項部活動を遂行するため部会長を選出する。

第七章 会議

(隊友会総会)

第28条 隊友会の総会（以下この条において「総会」という。）は、一般社団・財団法人法に定める社員総会とし、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 総会は、すべての正会員をもつて構成する。

3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

4 総会において、正会員は議決権を行使しなければならない。

5 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ会議を開くことができない。

6 総会に出席できない正会員の議決権の行使は、代理、書面又は電磁的方法のいずれかによるものとする。

一 議決権の代理行使（代理人に、全議案一括「一任」、「賛成」又は「反対」を委任する場合）

ア 支部等ごと、まとめて「議決権の代理行使委任者名簿」を、全議案の「一任」、「賛成」又は「反対」の区分ごと別葉に作成し、会長に提出するものとする。

イ 前アによらない正会員は、「議決権の代理行使書（遠隔者等用）」を、会長に提出するものとする。

二 文書又は電磁的方法による議決権行使（各議案について賛否が混合している場合）

「書面による議決権行使書」又は「電磁的方法による議決権行使書」を、直接隊友会に提出し、写しを会長に提出するものとする。

三 議決権行使のための用紙は、そのつど送付する。

（本会の会議等の種類）

第29条 本会の会議等の種類は、総会、理事役会、常務理事役会及び支部長会同とする。

（総会）

第30条 総会は、正会員をもつて構成し、定期総会は年1回、臨時総会は必要に応じて、会長が招集する。顧問及びその他正会員以外の会員も総会に出席し、意見を述べることができる。

2 総会においては、次の事項を決議する。

一 役員及び補佐役の選任の承認

二 事業報告及び決算の承認

三 事業計画及び予算の承認

四 会則改正の承認

五 その他、理事役会で決議された重要事項の承認

3 総会の議長は、副会長の中から選任（選定）する。

4 総会は、正会員の過半数の出席により成立する。ただし、やむを得ない理由で出席できない者は、書面をもつて代理人を定め表決を委任することができる。

5 総会の決議は、出席者及び表決委任者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 総会の議事については、次のことを記載した議事録を作成し、議長及び議長の指名する出席者2名が署名しなければならない。

一 開催日時及び場所

二 構成員の現在数、出席人員数（委任状提出者を含む）

三 議事の経過要領及びその結果

四 出席した理事役、監事役の氏名

五 議長の氏名

六 議事録作成者の氏名

7 事務局長は、欠席した会員に議事の経過要領及び結果について報告しなければならない。

（理事役会）

第31条 理事役会は、理事役をもつて構成し、原則として各半期ごとに開催する。ただし、必要のあるときは、その都度会長が招集する。

2 理事役会においては、この会則において別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

一 総会の決議を要する重要事項

ア 役員の選任（案）及び解任（案）

イ 事業計画（案）及び予算（案）

ウ 事業報告（案）及び決算（案）

エ 会則改正（案）

二 総会で理事役会に委任した事項

三 総会で決議された事項の執行に関する事項

四 会則に定めのない事項で、総会の決議を要しない事項

3 理事役会の議長は、副会長の中からその都度会長が指名する。

4 理事役会は、構成員の過半数の出席により成立する。理事役会の決議は出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 理事役会の議事については、総会に準じて議事録を作成するものとする。

（常務理事役会）

第32条 常務理事役会は、会長、副会長及び常務理事役をもつて構成し、原則として各四半期ごとに開催する。

2 常務理事役会においては、この会則において別に定めるもののほか、次の事項を立案して審議又は決議する。

一 理事役会の決議を要する事項

二 理事役会で常務理事会に委任した事項

三 恒常の会務執行に関する事項

3 常務理事役会の議長は、事務局長とする。

4 常務理事役会は、構成員の過半数の出席により成立する。常務理事役会の決議は出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 常務理事役会の議事については、総会に準じて議事録を作成するものとする。

（支部長会同）

第33条 支部長会同は、会長、副会長、事務局要員、地区連合会長及び支部長をもつて構成し、原則として年1回、下半期に開催する。

2 支部長会同においては、本会運営の具体的実行に関する連絡調整機関とし、次の事項を行う。

一 事業計画及び各事業等に関する意見提出

二 支部運営要領の相互調整

三 その他会長が付議した事項

3 支部長会同の議長は、事務局長とする。

4 支部長会同の議事については、総会に準じて議事録を作成するものとする。

第八章 表彰及び感謝状

（表彰の範囲）

第34条 表彰は、支部以下の各組織及び正会員に対し、次の各号のいずれかに該当する行為があつた場合に行う。

一 会の目的達成のための各種活動及び会務運営に貢献した顕著な功績

二 会員の増勢に顕著な功績

三 永年にわたり継続して会員であり、他の会員の模範である功績

四 その他、特に会長が必要と認めた者

（表彰の種類）

第35条 表彰の種類は次のとおりとする。

一 隊友会表彰 特に功績が顕著で会長が推薦する支部又は個人

二 会長表彰 功績が顕著で他の模範となる
支部又は個人

三 功績賞

ア 叙勲又は大臣表彰を受賞した者

イ 20年以上会員として継続し、その業績
が他の模範となる者

(表彰の手続)

第36条 支部長及び地区連合会長は、前2条に
該当する者を年度末までに会長に上申するも
のとする。

2 会長は、前項により上申された表彰候補者
について理事役会に諮り、表彰の可否、表彰の区
分及び表彰の期日等を決するものとする。

(表彰の期日)

第37条 前条第1項により上申された者の表
彰は、総会時に行うを例とする。ただし、急を
要するものについては、そのつど上申し表彰を
行うものとする。

(感謝状)

第38条 感謝状は、次に掲げる各号のいずれか
の功績があつた特別会員の他、部外の個人、団
体及び部隊・機関等に対し贈呈する。

一 本会の育成と拡充発展及び行事支援のた
めの顕著な功績

二 会活動に対する支援が顕著であつた個人
及び団体

三 その他、会長が必要と認めた個人及び団体

2 感謝状の種類及び贈呈の手続等については、
表彰の各条項を準用する。

第九章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本会の資産は、次の各号をもつて構成

する。

一 会費

二 隊友会本部からの交付金

三 事業による収入

四 寄付金品

五 利息その他の収入

(資産の管理)

第40条 会長が、本会の資産を管理し、管理の
方法については理事役会で定める。

(会費等)

第41条 会員の会費は、次のとおりとする。

一 正会員は、年額3千円とし、年会費の10
年分を1回で全納した者(以下「終身会員」
という。)は、終身その会費を免除するもの
とする。

二 特別会員

ア 個人特別会員(家族)は、年額1千円と
する

イ 個人特別会員(一般)は、年額1口1万
円、10口以内とする。

ウ 個人特別会員(青年部)は、年額5千円
とする。

エ 法人特別会員は、年額1口1万円、10
口以内とする。

2 終身会員として10年を経過した正会員に
対して、会運営のため負担を求めることができ
る。その額は会費を基準とし、寄付として処理
する。

(会費の納入)

第42条 会費の納入先は、原則として支部とす
る。ただし、支部に会費の納入ができない場合、
又は支部に所属しない会員は、本会事務局に納
入するものとする。

2 会費及び寄付は、当該事業年度の12月末日

までに納入しなければならない。

- 3 会員が年度の途中において任意退会をするときは、当該年度の会費を納入するものとする。
- 4 会長は、会費及び寄付を収納したときは、領収書を交付するものとする。ただし、金融機関からの振込の方法により納入された場合は、領収書の交付はしないものとする。

(資産の支弁)

第43条 本会の運営にあつての必要経費は、資産をもつて支弁する。

- 2 地域組織の運営を助成するため、原則として納入された正会員の会費及び寄付のうち、理事役会において承認された額を還元するものとする。

(予算及び決算)

第44条 会長は、毎会計年度開始前までに予算案を作成し、理事役会の決議を経て総会に提出して承認を得なければならない。

- 2 会長は、毎会計年度終了後決算を行い、財産目録とともに監事役の監査を受けたのち理事役会の決議を経て総会に提出し、承認を得なければならない。

- 3 会計年度開始前に予算が成立しないときは、これが成立するまでの間、必要最小限度の範囲において前年度の予算に準じて執行することができる。

- 4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(慶弔及び見舞等)

第45条 会員の弔慰及び見舞については、次を基準として贈呈する。

一 弔慰

- ア 会員の死亡…1万円相当の供花又は香典及び弔電

イ 会員の配偶者及び一親等の死亡…弔電

二 見舞

- ア 会員が重度身体障害者（1級又は2級の身体障害者）となつたとき…1万円

イ 会員が傷病により20日以上入院したとき…5千円

- 2 正会員の結婚又は災害（家屋の倒壊、火災による半壊以上等）を受けたときは、常務理事役会の決議を経て措置することができる。

(会計年度)

第46条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第十章 雑則

(会則の改正)

第47条 この会則を改正しようとするときは、理事役会の決議を経たのち、総会において出席者及び表決委任者の4分の3以上の同意を得なければ改正することができない。

(細則の設定)

第48条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事役会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この規定は、平成23年4月1日より施行する。
- 2 本会の事務所を、松山市歩行町一丁目2-4 安部ビル402号に置く。

附 則

この規定は、平成24年7月15日より施行する。

附 則

この規定は、平成25年8月18日より施行する。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和 6 年 1 0 月 5 日	整理番号	14
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
用 務	EDIX 関西 視察		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	1,230 円	100 %
	宿 泊 費	円	%
	パ ッ ク 代 金	51,890 円	100 %
	そ の 他	円	%
	合 計	53,120 円	100 %
特 記 事 項	交通費；梅田駅→中ふ頭駅 290 円、 中ふ頭駅→伊丹空港 940 円（なんば経由）		
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和 6 年 1 0 月 5 日	

領 収 証

2024年09月04日

角田 敏郎 様

金額 ¥ 5 1 , 8 9 0 ※

但し 旅費として

上記の金額正に領収いたしました。

Ref. No. 0000001110 予約No. 11622

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。

2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業第613号

株式会社 日本交通

代表取締役 光

〒790-0878 松山市藤山町1

TEL089-946-3911 FAX089-933-1616

適格事業者番号 T4500001003055

担当者印

うち

(様式8)

支 払 証 明 書

松山市議会議長 様

議員名 角 田 敏 郎



下記のとおり相違ないことを証明します。

支 払 年 月 日	令和 6 年 1 0 月 5 日
支 払 金 額	1,230 円
支 払 先	大阪市高速電気軌道 (Osaka Metro) 阪急観光バス
使 途 内 容	交通費 ; 梅田駅→中ふ頭 290 円、 中ふ頭→伊丹空港 940 円 (なんば経由)
領収書を添付 できない理由	IC カード使用

県 外 活 動

報 告 書

調 査 研 究 視 察

議員名 角 田 敏 郎



整理番号	1 4
日 程	令和 6 年 1 0 月 1 日 (火) ～ 令和 6 年 1 0 月 5 日 (土)
目 的	EDIX関西 視察
訪問先	インテックス大坂
概 要 所 見	ED-S1 GIGA X の完成形を官学民のリーダーが語る ～奈良市が牽引する県域連携型ゼロトラストの理想形～ 奈良市長 仲川 げん、 奈良教育大学大学院 教育学研究科准教授 小崎 誠二 (一社)教育 ICT 政策支援機構 代表理事 谷 正友 ●先生方の Up Date～子どもたちのために前向きになろう！ ●教室は密室ではなくなった ●教育委員会と市長の考え方の摺り合せ～発注者としての力量・仕様書 →ふらふらすると魂の入った仕事にならない＝教育が語れる市長 ●教員のなり手不足＝質の低下～いい先生が残っている内に ←民間出身の人材 ●校務支援の DX、学びの DX～教育 DX 推進課(行政職と指導主事を配置) ●子どもたちが自分で学びを手に入れる時代→学びの世界観←支える体制 ★データ駆動型の教育 ●先生自身が成長する余裕＝できるだけ身軽に ●教室、教科書はいらない＝子どもの主体的な学び ひょっとして先生もいない？～伴走者としての役割 ●教育は大事といいながら総裁選でしゃべっていない ●国民皆教員免許制度 ●紙のない学校 ●環境を整えても先生たちにスイッチが入らなければ・・・ ●興味・関心の高さと成績とは関係しない ●労働にはしないが、学びにする・・・特区ならできる(渋谷;毎日 4H 探求の時間) ●処遇改善がいい人材の流入とはならない

- 教員 100 万人+産業〇〇〇万人=日本の子どもたちを支える人
- 教員養成課程に教壇に立ったときに役立つ課程はあるのか？
- 教科の教育方法を教える時代ではないが、知っていないと教師にならない

TK-S3 インクルーシブ教育システム構築に向けた先進事例

行政と民間で作り上げるインクルーシブ教育システムとは

八幡市教育委員会 教育長 川中 尚、生駒市 教育長 原井 葉子
(株)LITALICO 代表取締役社長 山口 文洋

- 貧困の連鎖を断ち切る=スタディサポート事業
- 経験年数の低い先生方がどのくらい入っているか=人材が大切(質の向上)
←LITALICO のソフトの導入=力量に左右されることなく質を担保
アセスメントの標準化～支援計画に時間をかけるのではなく実指導に
=負担軽減

- データファイル名を市内統一(小→中/転校に対応)

★教育委員会の負担軽減

- 生駒市の教育大綱 Live my own way
- LITALICO～すべての人に等しく教育を届ける=障害のない社会をつくる
・利他と利己両方を実現する→生きづらい原因を改善していく
・学校→放課後→家庭をつなぐ、未就学段階～就労まで、シームレスで
・つまづきの要因 ①知識不足、②特性に合わせた指導ができない、
③家庭との連携が不十分、④関係機関との連携が不十分
・200 自治体/1700、1500/30000 校で採用
- 看護師の確保(医ケア) ●通級指導担当者会(1 回/月)On job 研修
- ICT 支援員を常駐(民間に委託) ●Google 認定者研修
- 保育所は厚労省メニューで予算確保
- ペアレント・トレーニング(効果大きい)
- 個別支援計画=保護者へ開示(データ共有)署名をもらう
←個別支援計画は子どものもの
- 通学支援～保護者の負担が減った ●特別支援コーディネーター
- たまげるノート=長いスパンで子どもをみる

TK-K2 今からでも遅くない、日本ももっと本気で情報に関する生涯学習に取り組むべきである

(一社)メロウ倶楽部 理事 若宮 正子

【モデレーター】東京工業大学 名誉教授 赤堀 侃司

- 生涯教育については必ずしも十分とは言えない
- 特に科学技術、情報などの分野の本格的、体系的な生涯教育は不十分
- 成人向けの学習～スマートフォンの操作手順の説明が中心

●デンマークの成功要因

～デジタル社会での生活に必要な技術を生涯学習できる環境整備

●年をとることで失うものが増える⇔新しいこと(IT)を得ていく

TK-S5 子どもに委ねる覚悟を持てるか ～NEXT GIGA へのアプローチ～

放送大学学園 次世代教育研究開発センター長 放送大学 教授 中川 一史

●上質で均質な労働力の育成が高度成長期までの社会の要請←保護者、先生も

●働き方改革～やる気のある職員のやる気をそぐ

●一人一台端末～活用効果の実感が先生方に得られない→やっぱり端末が入ってよかったね

●NEXT GIGA の 5 つの壁

①時間、②教育データの活用、③最適な学びは誰がチェックするのか、

④孤立した学びになっていないか、

⑤コンテンツベースからコンピテンシーベースへ

TK-S8 先端授業事例発表—誰 1 人取り残さないは本当に実現できているか？

五所川原市立五所川原小学校 教諭 前多 昌顕、

堺市立南八下小学校 校長 木嶋 美雪

西宮市立上ヶ原小学校 教諭 北倉 謙子

【モデレーター】信州大学 名誉教授 東原 義訓

●特定の課題ではなく汎用 ●学びに向かう力

●多様性 全日制だけではない

★先生方は時代に取り残されてはいませんか

学校目標「楽学」～言えない先生はいませんか？

★先生方に改革しようとする意識はありますか？＝探求のサイクル

★シームレスな改革＝チームで学級運営～いろいろな先生が入っている

●黒板に向く必要はない ●先生の視野が広がる

●デジタル学習教科書～慣れ慣れタイム→どう使うのか？目的は？

●学びが共有できる振り返りシート～個別を超えた協働

●学ぶための情報をすべてクラウドで開示

単元ゴールのイメージを最初に与え、必要なタイミングで適切な情報を

●一年目で時間はかかっているが、将来は楽になる＝未来図が見えている

●授業の中で子どもたちを見る時間が増えている

★目指す環境が整ってきた ●タブレットは鉛筆・消しゴムと同列の存在

●友達の意見には反対できないが、AI に対してはできる

●思考のサンドバッグ的活用 ★呼び水の活用

●昭和の授業で「誰一人取り残さない」ことは無理

- ★テクノロジーで子どもたちに思考(心のゆとり)する時間をつくる
- ★45分の授業が35分に短縮 ★AIを使わない理由がない
- ★時間を作り出すDX

EDIXK-4 「障害の社会モデルで考える」とは？

～インクルーシブな社会をつくる学校を めざして～

大阪公立大学ほか 非常勤講師 松波 めぐみ

- 社会モデルで考えるためのレッスン
- 自分らしく生きること＝社会を変えること
- 障害のある人は家族と暮らすか、福祉施設で生活するか
- パラダイムシフト＝保護の対象(してあげる)⇔権利の主体(人生の主人公)
- 健常者に合わせて社会ができてい→これが問題
- Disabled people; 社会によってできなくさせられた人(1970代、英国)
- 個人の悲劇＝障害を克服するのは本人と家族の責任
- ありのままに生きていけるように社会がかわればいい＝多様性の一部
- 紙の資料・・・誰かを排除している
- ★合理的配慮・・・してあげることではない→むしろ提供されるべき権利
- すべての多様性とインクルーシブ＝すべての人は違っている
- 2022.4.17 大臣通知＝半分の時間は支援教室で←2022.9.9 国連改善勧告
・・・分離教育＝分離社会に通じる
- インクルーシブ教育は推進するが、通達は撤回しない～おかしくないか？
- 子どもを主語に日本社会をつくっていく
- 自立から自律＝互いに依存し合うこと
- 誰一人置き去りにしない社会をつくる大人になるために
- こどもは子ども同士の関係の中で育ち合う＝いつも一緒に当たり前
- ちょっと困る子はみんな支援学級＝合理的排除
- 受入れるという排除・・・熱心な無理会者にならないで！

TK-S13 日本の教育をより良くするためのツボ ～オセロの角を取れ！～

昭和女子大学 客員教授 / 前広島県教育長 平川 理恵

- 不登校＝日本独特の課題～欧米では概念すらない
- すべての州でホームスクーリング OK
- 教育虐待①過度な競争と圧力＝受験制度、②画一的な教育と批判的思考の
欠如→インクルーシブが進まない理由
- 主体性と当事者性～学力よりも大事なもの
- 学校教育の致命的な勘違い
- 幼児教育の充実が主体性を奪ってきた
＝手をかけるほど主体性はなくなり自律できなくなる→誰かのせいにする

- ほったらかし→自己決定
- 日本の労働生産性が低い要因は学校教育(OECD 28位/38カ国 2022)

TK-S15 これからの学校教育 ～最上位から外せない2つの目標～
教育アドバイザー 工藤 勇一

- 学校＝自分に合った学び方を学ぶ場所
- 個別最適な学び
- 精神主義から非認知スキルの育成へ
- 自律、対話、創造、主体性
- 対立したとき上位の目的(概念)で合意する
- 生成 AI＝次世代で幸せに生きていくために
- AI でつくった詩・・・子どもたちは違和感を持つ～感情がない

TK-S17 生成 AI は現代教育のブレイクスルー

～ピンチか？チャンスか？現代教育の再定義～

青山学院中等部 情報担当講師、青山学院大学 非常勤講師

スタディサブリ情報 I 講師、工学院大学 ICT アドバイザー 安藤 昇

みどりの学園義務教育学校 教頭、

文部科学省 学校 DX 戦略アドバイザー 中村 めぐみ

スクールエージェント (株) 代表取締役 田中 善将

- ハルシネーション＝創造性と表裏一体(押さえてしまうと新しいアイデアは生まれてこない)～AI だけが起こすものではない←気づく仕掛けが必要
←間違いじゃないかと疑う子どもをつくる
- AI は考えるための伴走者＝狙いに即した振り返り→いつか自走できるように
- 人は AI と共に学び、AI と共に進化する
- AI 時代に必要な人材①思いを持つ、②自分で問いを発見する
→意思を持つための環境と機会を与えていますか？
- 師弟同行は教育の原点
- これからの AI は感情を持つことも

TK-S19 令和の日本型学校教育の現状と課題

～次期教育課程を展望しつつ、今取り組むべきこと～

文部科学省 初等中等教育局 教育課程課長 武藤 久慶

- コンテンツからコンピテンシーへ
- 仕事＝①意思決定、②作業～AI に取って代わられる
- 子どもは子どもとして「今」を生きている
- 端末は指導の道具(＝文房具)

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管 (各自 5 年保管)

受講券

本紙を「スマートフォン上に表示したもの」または「印刷したもの」をセミナー受付にてご提示ください



セミナー会場

本セミナーは、【インテックス大阪 6号館】で開催します。

会場内ではセミナーを複数同時開催しておりますので、お間違えのないようお越しください。

※ 詳細は右記URLより会場地図を必ずご確認ください。 > https://www.edix-expo.jp/doc_seminar_access_o/

セミナーの受講には、展示会への事前の来場登録が必要です。来場登録がお済みでない場合は、下記よりご登録ください。

https://www.edix-expo.jp/osaka/a-ip/register.html?cat=visitor&ct=U2FsdGVkX1/W0PZAw9V2kd1MDsWMCQstlivvNgM0GXl=&co=seminar_ticket

お申込み情報

この受講券は、下記に表示されている講演で使用できます。

複数の講演が表示されている場合は、本券1枚で全ての講演を受講できます。

セッションコード	セッション名	講演日	講演時間
TK-S1	GIGA X の完成形を官学民のリーダーが語る ～奈良市が牽引する県域連携 型ゼロトラストの理想形～	10月02日(水)	09:30～10:30
TK-S3	インクルーシブ教育システム構築に向けた先進事例 行政と民間で作り上げるイン クルーシブ教育システムとは	10月02日(水)	11:30～12:30
TK-K2	今からでも遅くない、日本ももっと本気で情報に関する生 涯学習に取り組むべきである	10月02日(水)	13:30～14:30
TK-S5	子どもに委ねる覚悟を持てるか ～NEXT GIGAへのアプ ローチ～	10月02日(水)	15:30～16:30
TK-S8	最先端授業事例発表 ―誰1人取り残さないは本当に実現 できているか？―	10月03日(木)	09:30～10:30
EDIXK-4	「障害の社会モデルで考える」とは？ ～インクルーシブな社会をつく る学校をめざして～	10月03日(木)	10:30～11:30
TK-S10	「すべての子どもの学習権を保障する学校」をつくるため に	10月03日(木)	11:30～12:30
TK-S12	1人1台端末時代のデータ活用型学習	10月03日(木)	13:30～14:30
EDIXK-6	不登校が"希望"に変わる メタバース×教師力で誰ひとり 取り残されない教育の仕組み	10月03日(木)	14:30～15:30
TK-S13	日本の教育をより良くするためのツボ ～オセロの角を取 れ！～	10月03日(木)	15:30～16:30
TK-S15	これからの学校教育 ～最上位から外せない2つの目標～	10月04日(金)	10:00～11:00
TK-S17	生成AIは現代教育のブレイクスルー ～ピンチか？チャン スか？現代教育の再定義～	10月04日(金)	12:00～13:00
TK-S19	令和の日本型学校教育の現状と課題 ～次期教育課程を展望しつつ、 今取り組むべきこと～	10月04日(金)	14:00～15:00